

《鳴門市農業委員会 2月総会 議事録》

開催日時 令和2年2月28日（金） 午後2時

開催場所 うずしお会館2階 第2会議室

出席委員

1番	大西 善郎	2番	小川 利	3番	小田 常雄
4番	金田 善雄	5番	木下 茂	8番	谷口 清美
10番	中井 弘	12番	長谷目 隆	13番	濱堀 秀規
14番	林 博子	15番	板東 幸雄	16番	藤本 詳治
17番	増金 義文	18番	松村 多美子	20番	八木 健治

欠席委員

6番	齋藤 はつ子	7番	柴田 精治	9番	手塚 弘二
11番	仲須 眞理	19番	向 栄治		

議 案

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

所有権移転	4件
利用権設定	2件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について 2件

②農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 1件

③農地法第18条第6項の規定による通知について（残存小作地の合意解約） 2件

④農地法第18条第6項の規定による通知について（賃貸借解約） 1件

⑤使用貸借解約について 1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただ今から令和2年2月の農業委員会を開会いたします。

開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。

それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。

委員定数20名の内、出席委員15名、欠席委員5名であり過半数に達しております。

よって鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告いたします。

この後の進行につきましては、谷口会長様にお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。

本日の署名人は、14番 林委員、15番 板東委員にお願いいたします。

それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。

まず、『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。

この案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。

農林水産課係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について >

所有権移転 4件

利用権設定 2件

谷口会長 ただいまの説明について、質問・ご意見等あればお願いいたします。

ご質問・ご意見等はないようですので、採決いたします。

『議案第1号』について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、議案第1号については原案どおり承認いたします。

以上で『議案第1号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第2号』農地法第4条の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 < 2. 農地法第4条の規定による許可申請について 1件 >
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見を申し上げます。
まず、申請番号1番の案件について地元委員さんお願いします。

事務局係長 仲須委員が欠席されていますので、事務局の方で意見を代読させていただきます。

申請地は、真福寺の南東に位置する農地です。

申請人は農業を営んでおり、農機具等の保管場所の不足により資材置場敷地を考えていたところ、圃場・作業場に近いことから申請地を資材置場とする計画がまとまったため、今回の許可申請となりました。

申請に際して、申請地の一部に農地法の手続きを得ずに無断で資材置場敷地及び農業用道路敷地として利用していたことが判明したため、今後は無断での転用行為を行わない内容の始末書も提出しております。

事業計画では、97㎡を新たな資材置場とする予定であり、既設の土留めにより被害防除を図ります。排水については地下浸透にて対処する計画であり、地元自治会からの同意を得ているため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、真福寺から南東へ約460mに位置しており、住宅地により分断された広がりがない第2種農地に該当します。

申請人は農業を営んでおり、現在所有する農機具等の保管場所の不足により資材置場敷地を考えていたところ、圃場・作業場に近い申請地を資材置場とする計画がまとまったため、今回の許可申請となりました。

申請に際して、申請地の一部において農地法の手続きを得ずに無断で資材置場敷地及び農業用道路敷地として利用していたことが判明したため、今後は無断での転用行為を行わない内容の始末書も提出しております。

また、申請地は農業振興地域内農用地ですが、今回の申請に併せて農業振興地域の整備に関する法律に指定された用途変更の手続きがなされております。

事業計画では、97㎡を新たに資材置場とする予定であり、既設の土留めにより被害防除を図ります。排水については地下浸透にて対処する計画であり、地元自治会の同意も得ています。

資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周囲の農地等への影響も軽微であることから事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号1番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案通り承認することといたします。
以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <3. 農地法第5条の規定による許可申請について 3件>
・申請番号1～3について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見を申し上げます。
申請番号1番の案件について、地元委員さんからご意見を申し上げます。

事務局係長 手塚委員が欠席されていますので、事務局の方で意見を代読させていただきます。

申請地は、霊山寺に隣接している農地です。
譲受人である霊山寺は、参拝者の増加により駐車場の拡張を計画していたところ、申請地の農地所有者と売買契約が成立したため、今回の許可申請となりました。

計画では、整地・転圧を行う予定であり、隣接地との境界からは少し離して小堤を作り周辺農地への被害防除を図ります。

排水については雨水のみのため、地下浸透及び農業用水路に排出する計画となっており、地元の水利組合の同意を得ているため許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、霊山寺に隣接しており、県道 鳴門池田線、高速道路、宅地により分断された広がりのない小規模な第2種農地に該当します。

譲受人である霊山寺は、参拝者の増加により既設の駐車場では不足していたため駐車場の拡張を計画していたところ、申請地である隣接地の農地所有者と

売買契約が成立したため、今回の許可申請となりました。

計画では、整地・転圧を行う予定であり、隣接地との境界からは少し離して小堤を作ることで周辺農地への被害防除を図ります。

排水については雨水のみのため、地下浸透及び農業用水路に排出する計画としており地元の水利組合からの同意を得ています。

他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であることから事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号1番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案どおり承認することといたします。
次に、申請番号2番の案件について地元委員さんからご意見をお願いします。

事務局係長 手塚委員が欠席されていますので、事務局の方で意見を代読させていただきます。

申請地は、ドイツ村公園の北東にある農地です。

借人が太陽光発電事業敷地を探していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき賃貸借契約が纏まったため、今回の申請となりました。

計画では、整地後に砕石を敷設し、施設周囲には既設のコンクリート壁新設するフェンスにより被害防除を図ります。雨水については地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、ドイツ村公園の南東約120mに位置する農地であり、周囲を県道鳴門池田線、高速道路、山林及び宅地で分断された10ha未満の広がりない農地であり、第2種農地に該当します。

譲受人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき賃貸借契約が纏まったため、今回の申請となりました。

事業計画では、太陽光発電パネルを288枚設置、49.5kwの発電出力が見込まれております。

本設備は令和2年1月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約も令和2年1月になされております。

事業計画では、整地後に砕石敷設を行う計画であり、施設周囲には既設のコンクリート壁と新設するフェンスにより被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画です。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号2番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号2番については原案どおり承認することといたします。
次に、申請番号3番の案件について地元委員さんからご意見を願います。

濱堀委員 申請地は、真福寺から北西にあるJRと鳴門池田線と●●●に挟まれた農地です。

借人の●●●が、駐車場不足を解消するため新設駐車場用地を探していたところ、現在、●●●の駐車場は14台しかなく、新設駐車場ができると33台が増えて、駐車場問題が解決するというので、隣接している申請地の農地所有者と話ができて、賃貸借契約が成立したため、今回の許可申請となりました。

計画では、今はれんこんを植えています。盛り土をして、アスファルト舗装に仕上げ、周囲には新設の擁壁とフェンスを設置、鳴門池田線に接している出入り口も境界も整備し、周辺農地への被害防除を図ります。

排水については申請地北側の水路に排水する計画であり、地元水利組合からの同意を得ているため許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、真福寺の北西約90mに位置しており、県道鳴門池田線と宅地により分断された広がりがない小規模な第2種農地に該当します。

借人である▲▲▲は、申請地の西側にて「●●●」として事業を行っています。駐車場不足を解消するため新設駐車場用地を探していたところ、隣接している

長谷目委員

既存で使っていたとしても、この面積だと農地転用せずにそのまま使えませんか。

農業をしていたら、できるだけ固定資産税は払いたくないので適用分だけでも差し引いていただけたらと思います。

転用しなくていいということですね。

わかりました。

谷口会長

その他、何かございますか。

それでは『議案第4号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。

それでは、これをもちまして令和2年2月の総会を終了いたします。

ありがとうございました。

閉会 14時30分

令和2年2月28日

会 長

谷口 清美

議事録署名者

林 博子

議事録署名者

板東 幸雄